

1 はじめに

平成 18 年 12 月に新しい時代の教育の基本理念が明確になった教育基本法が公布・施行された。教育基本法での教育の目標には、「伝統と文化を尊重し、国際社会で活躍する日本人の育成が必要である」ことがあげられている。それを受けて新学習指導要領が平成 20 年 3 月に告示され、中学校 1,2 年生で武道とダンスを含む全領域が必修化された。平成 21 年度より実施可能なところから新学習指導要領に沿った授業を始める移行期間となり、平成 24 年の完全実施となる。

今ここで何故、中学校で武道が必修化されてきたのか、どのようなことをねらいとし何を期待しているのか、また武道が必修化されることにより何が必要となり、何が問題となっていくのかを研究していきたいと考えている。

まず始めに学校体育における武道指導の歴史と日本の伝統と文化を伝えていく必要性について調査し、どのように現代の学校教育に結びついてきたかを考えていきたい。また、武道の必修化によって発生する学校教育現場での問題点やよりよい指導法等を探り、保健体育の授業での武道（柔道）の指導はどうあればよいかを考えていきたい。同時に柔道の経験があまりない保健体育の教員が柔道の授業を担当することは避けられない現状にあるため、柔道の段階的な指導法について提示できる教材を作成して見たいと考えている。更には、この必修化される柔道の授業を通して生涯スポーツに結びつく学校体育指導の在り方についても考えていきたい。

2 学校体育における柔道の歴史について

1964(昭和 39)年の東京オリンピックに正式種目として採用された柔道は 200 を越える国と地域で行われ世界中に広がりを見せている。競技種目としてだけではなく、教育的価値もあることが認められ第 1 回近代オリンピック(1896 年アテネ大会)開催以前より、学校体育の教材として採用を検討されている。ここでは、柔道の創始者嘉納治五郎が当時の文部省に働きかけたことや自らが柔道教育を発展させ、学校体育の教材となった歴史を調べてみることにした。

- ・1872(明治 5) 学制の公布で初めて小学校が設置される。
- ・1877(明治 10) 嘉納治五郎が始めて柔術(天神真楊流)を学ぶ。
- ・1882(明治 15) 嘉納治五郎が東京・下谷北稲荷町の永昌寺で講道館を創設する。
- ・1883(明治 16) 嘉納治五郎が学習院に道場を設置し、柔道科を開設する。(1886年には教頭となる)
文部省体操伝習所に撃剣・柔術を学校体育に採用するか調査を依頼する。(学校正科に不採用)
- ・1887(明治 20) 海軍兵学校に柔道科創設される。
東京大学、師範学校、中学校に柔道教師を派遣。
- ・1893(明治 26) 嘉納治五郎は文部省大臣官房図書課長から高等師範学校長兼文部省参事官となる。
- ・1894(明治 27) 高等師範附属中学に柔道部を創設。
【国際オリンピック委員会(I O C)設立】
- ・1896(明治 29) 文部省は学校衛生顧問会議に柔道を正課とするよう諮問する。(15歳以上の強壯者の課外運動として認める)
【第1回近代オリンピック(アテネ大会)開催】
- ・1898(明治 31) 文部省は撃剣、柔術を課外運動のみに許可する。

時代の流れは欧米文化の流入で、国民の関心は武術よりは体操に移っている時代であった。そのような中での嘉納治五郎の講道館柔道は一流派でしかなかったが、自らの経験から柔道を身体的育成だけでなく、精神的育成にもよい影響を及ぼし、教育的価値が高いことをいろいろな機会を作っては奨励普及を行っていた。

- ・1902(明治 35) 中学校教授要目が制定され、体操科の時間と学年別教材配当が示される。
- ・1904(明治 37) 文部省は体育遊戯審議会に柔道、剣道の教育上の価値について調査を依頼する。
- ・1905(明治 38) 武道の学校必修案を提出。
- ・1906(明治 39) 武道の正課採用案を提出。

- ・1907(明治 40) 嘉納治五郎は全国師範・中学校長に柔道理解による教育法を示す。
帝国議会に武道を中等学校の正課に加えることを建議する。(3回の会議ともに否決)
- ・1908(明治 41) 帝国議会に武道の正課案を提出し、可決される。
- ・1909(明治 42) 【嘉納治五郎は国際オリンピック(I O C)委員となる】
- ・1911(明治 44) 嘉納治五郎は大日本体育協会を設立し、初代会長に就任する。
改正中学校令施行規則により、武道が体操科の中に正課として加えられる。
- ・1913(大正 2) 学校体操教授要目に撃剣、柔術を体操科の中に加える。
- ・1915(大正 4) 小学校、女学校、女子師範学校でも柔道を実施。
- ・1922(大正 11) 小学校柔道授業の実際を発行する。
- ・1925(大正 14) 帝国議会で「中学校での必修」が可決される。(可決されるが、施行には至らず)
- ・1926(大正 15) 「改正学校体操教授要目」で撃剣、柔術の名称が剣道、柔道に改正される。(「道」の思想の導入)

嘉納治五郎などの努力により、明治中頃から課外授業として行われ始め、1931(昭和 6)年には正科目として取り上げられた。

国は剣道及び柔道が我が国固有の武道であり、質実剛健な国民精神を養い心身を鍛錬するのに適当であることを認めたのである。また、学校対抗の試合などが盛んに行われ、全国的な規模の大会も行われるようになったのはこの頃からである。

- ・1931(昭和 6) 柔道及び剣道が「正課必修」となる。
【全国中学校柔道選手権大会が開催】
- ・1939(昭和 14) 小学校武道指導要目が制定され、柔道が正課に採用される。
「剣道及び柔道」が「武道」として総称される。
文部大臣諮問機関として「武道振興会」を発足。
- ・1941(昭和 16) 国民学校(小学校)の体錬科武道として柔道、剣道が正課必修となる。

【第二次世界大戦が勃発】

- ・1942(昭和 17) 小学校武道指導要目が廃止、国民学校体錬科教授要項を制定する。
- ・1944(昭和 19) 中学校体錬科教授要目制定、「体操科」が「体錬科」となり、国防を目的とする教育になる。
- ・1945(昭和 20) 【第二次世界大戦が終戦】
学校柔道は禁止される。
体錬科武道(剣道・柔道・薙刀・弓道)の授業は中止。

第2次世界大戦後（1945年）は、戦後進駐軍の「武道禁止」の命により、学校で柔道を行うことが禁止された。しかしながら、柔道の教育的意義と柔道の持つ平和的思想が広く認められ、「学校での柔道」の復活が認められた。

1948（昭和 23）年に全日本柔道選手権大会が復活開催され、全日本柔道連盟が結成された後の1950（昭和 25）年には学校での武道の実施が許可され、学生の全国的な大会も戦前以上に普及し、行われるようになっていった。

- ・1946(昭和 21) 体錬科武道に関する教員免許状の無効、柔道教師は失職する。
- ・1949(昭和 24) 文部省は学校柔道に関する考えや態度を連合国軍総司令部に表示する。
- ・1950(昭和 25) 連合国軍総司令部が学校柔道の再開を認める。
- ・1951(昭和 26) 学習指導要領を告示する。体育科は保健体育科となり、武道は格技として学校柔道が再開されたが、小学校では教材とはならなかった。
- ・1958(昭和 33) 学習指導要領の改訂が行われる。
- ・1969(昭和 44) 学習指導要領の改訂が行われる。
- ・1977(昭和 52) 学習指導要領の改訂が行われる。
- ・1989(平成 元) 学習指導要領の改訂が行われる。格技が武道に名称変更される。
- ・1998(平成 10) 学習指導要領の改訂が行われる。

平成元年の学習指導要領の改訂では、戦後初めて学校体育の中で「武道」という名称が使われた。その理由として「心の教育の充実、我が国の文化と伝統の尊重、国際理解の尊重」があげられる。

ここで、戦前と戦後の考え方の違いを比較してみると、戦前からの体操教授要目(昭和 11 年)では、下記の内容がねらいとなっている。

- ・ 武術において身体を鍛錬する
- ・ 質実剛健なる国民精神を涵養する
- ・ 社会生活に通用する節度ある品格を養う

また、体錬科教授要目(昭和 19 年)ではさらに下記の内容も付け加えられている。

- ・ 攻撃精神、必勝の信念を振起すべし
- ・ 没我献身の心境を会得せしめる

教育的な内容に加え、戦争に対する精神的な部分にも触れるねらいもあった。

戦後になると、全体的な精神的目標から民主化をねらいとした社会的な目標に転換されてきている。名称が格技から武道に変更されると下記のような表現の内容がねらいとなってきている。

- ・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図る
- ・ 我が国の文化と伝統を尊重する
- ・ 伝統的な行動の仕方に留意する

これらは嘉納治五郎が「修身法」として「礼儀など精神の修養につとめ、人格の完成をはかり、社会に貢献する」と説いた柔道教育の内容が現代的に表現されたようなものである。

3 日本の伝統と文化を伝えていく必要性について

平成 12 年 3 月に設置された「教育改革国民会議」で「教育を変える 17 条の提案」がされ、その中で教育基本法の見直しと教育振興基本計画策定が提言されている。平成 15 年 3 月「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が答申され、戦後初めて改正された「教育基本法」が平成 18 年 11 月衆議院本会議で、12 月参議院本会議で可決・成立している。

その教育基本法改正との関連を見てみると、「公共の精神を尊び、豊かな人間性をと創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す」ことが新たに示されている。また、「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」(第 2 条第 1 号)、「自主及び自律の精神を養う」(同第 2 号)、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」(同第 5 号)態度を養うことなども新たに示されている。さらに、教育課程部会では、教育内容の改善事項として「国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で必要な我が国の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展するための教育の充実」を掲げ、前の中央教育審議会答申の中では「武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要である」ということあげている。

一方では、今日の学校現場における問題の一つに「いじめの問題」ある。学習指導要領の体育の目標(3)には「運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる」と明示されている。ここで柔道が必修化され、たくさんの子どもが保健体育の授業で柔道を行い、日本の運動文化を体験することができることは、現代のいじめの問題に歯止めを掛けることにつながるのではないだろうか。柔道は投げたり、投げられたりすることが主となる運動である。そのことで畳の上に倒されたり、転がされたり、時には抑えられたりしながら「痛み」を感じるのである。その運動からの実体験はお互いに平等に行われ、「人の痛み」を感じることができ、互いに理解し合えるようになる。また、相手を尊重する態度を育て、「礼」の心も学ぶことができる。学校教育の中でこれほ

ど現代の世の中に必要とされる教材はないのではないかと強く感じている。

このようなことを考えてみると、柔道という形に作り上げた創始者「嘉納治五郎」は偉大な人物であり、どのようなことを教育に盛り込もうとしていたのか、120年以上も前から理想として考えていたことは何か、ということも現代の教育に必要なことだと考える。柔道が学校教育の中で必修化されるということは、柔道をやってきた我々にとって、柔道をもっと理解してもらうためのまたとないよい機会であり、これを未来に向けてずっと継続させるために努力していかないといけないと考えている。そのために柔道の授業を実施する際の現場での問題点やよりよい指導法等を研究し、安全でわかりやすい柔道の授業を展開していく必要がある。そして我々は柔道を通して「相手を思いやる心」を育て、社会に出て「役に立つ人」をつくり、更には「国際社会で活躍する立派な日本人」となっていってほしいと考えている。

4 保健体育における柔道の現状と課題

全国の中学校の武道授業実施状況調査(H20.8.9：全国高体連なぎなた専門部調べ)によると、約60%の学校が柔道の授業を行っている。(富山県は柔道73.5%、剣道20.5%、相撲その他6.0%であった)このことから柔道のほうが、一般的に授業に取り入れている割合が大きく、用具の面からも取り組みやすいと考えられる。

しかし、武道場や畳の整備、柔道衣の準備、柔道の指導についての問題が、今後の武道必修化に向けての課題となってくると思われる。

(1) 施設面での問題(行政からの援助)について

全国の中学校武道場の整備状況は次のとおりである。

- ・公立中学校 10,150 校中 武道場整備校 4,769 校 47.0%
- ・私立中学校 729 校中 武道場整備校 181 校 24.8%

(平成19年5月1日現在：文部科学省)

それ以外の学校は体育館等で実施しているということになる。体育館等で柔道の授業を行うと、畳がずれて隙間ができ、けがをする危険性がある。また、畳の準備や後片付けに時間がかかり、授業時間を有効に活用できないことが考えられる。

このようなことから、安全に柔道の授業を進めるためにも武道場の整備は不可欠であり、けがをする確率の低いよい畳を使用するというのも大切なことである。

文部科学省は平成24年からの中学校武道必修化に向け「武道場の整備」として約50億円の予算を充てようとしている。大きな金額に思うが、全国47都道府県にある10,955の中学校に均等に割り振ると1校あたり約45万円にしかない。畳1枚につき約3万円と考えても15畳分に過ぎない。柔道場に一会場を作ろうとすれば50畳は必要となり、畳の金額だけで約150万円もかかってしまう計算になる。読売新聞(2008.8.25)によれば、約200校の武道場建設補助費として計画しているようである。

現在すでに武道場としての施設が整っている中学校(全国で47%)を除いたとしても、まだまだ施設的には不足しており、武道の必修化に向けた条件づくりに行政からの支援も不可欠であると考えられる。国は平成25年度までには、全国の中学校の武道

場整備率を 70%程度と目標を立てて取り組み始めようとしている。

(2) 柔道衣(武道用具)の個人負担について

武道の授業を行うには、場所(武道場)と武道用具の準備が必要となってくる。剣道であれば竹刀と防具一式が必要であるし、柔道の場合では柔道衣である。これは金銭的な問題であり、設備や武道用備品等にも関わってくる問題でもある。(文部科学省は 21 年度予算に新学習指導要領教材整備費補助金を新規に計画中である)

柔道の場合は、柔道衣に代わる物はなかなか無く、直接肌に触れて着用するため、個人で柔道衣を所有していることが望ましいと考える。今後、武道必修化となり 1,2 年生では必ず授業で行うことが決定しているので、授業に必要な教材として一着 5 千円前後の負担は避けられないと考えている。

しかし、学校によっては現段階では個人負担ではなく、学校が武道用備品として購入しているところも少なくない。だが、学校単位で購入してしまうと様々な問題が出てくると思われる。例えば、衛生上の問題や管理・保管の問題や洗濯などの問題が出てくる。そして何十着もまとめて購入することになれば、それこそ膨大な学校側の負担になってしまう。それらを総合的に判断し、必修化に向けて学校が柔道を選択して行うとするならば、柔道衣は各自が負担し購入することが望ましいと考える。

(3) 教員の指導力向上について

現在、全国で柔道を専門としている保健体育科の教員は明らかに少ない状況にある。例えば 2008 年日本体育学会(松田ら他)によれば、東京都の保健体育の教員に対して調査を行い、各専門の競技を尋ねた。636 名にアンケート調査を行い、回答率 57% であり、その中で「柔道を専門としている保健体育科の教員」は 22 名、全体の約 2% という驚くべき結果が得られた。

富山県では、中学校保健体育科の教員 215 名(県中教研)の内、柔道を専門とする者は 11 名(教頭職含む)であり、全体の約 5%

である。また、青森県は 10 名、島根県は 6 名、香川県は 8 名、徳島県においては柔道の専門教員は県内中学校で 1 名のみと驚くべき状況であった。(2008.12:日本中体連柔道競技部調査)

この数値から明らかに柔道を専門とする保健体育科の教員が全国の中学校で不足していることがわかる。武道が必修化されることが明確になった今、柔道を専門種目としない保健体育科教員が自信を持って柔道の技術指導ができるように、研修会などに積極的に参加し、分かりやすい授業を行えるようになることがもっとも大切である。

文部科学省が教員研修センターや関係団体と共催で行う武道講習会や各都道府県教育委員会が実施する武道講習会を拡充させる動きも出てきている。また、神奈川県では昨年度から神奈川県体育協会(山下泰裕会長)と県柔道連盟、県教育委員会が柔道指導者講習会を開催していたり、全国の大学で現職教員のために実技研修会を開講したりしている。さらに東京都内でも一地域の中学校保健体育科教員が集まり、柔道実技研修会が開かれている。(2008.11.19 青梅市中学校柔道指導者研修会 講師:浅野哲男日本中体連柔道競技部部長)

これらの講習会・実技研修会への参加や各学校での教材研究を通して一人でも多くの教員が柔道を正しく理解し、それを生徒に正確にかつ安全に教えられるようにしていかなければならない。

5 柔道の授業における段階的な指導法

(1) 研究の目的

現在の学校体育では、指導者の経験やそれぞれが工夫した指導法や柔道指導の手引(文部科学省)、体育実技の副読本、実技参考書等の資料により授業が展開されてきている。平成 24 年度完全実施となる新学習指導要領では、中学 1,2 年生に武道を必修させ、中学 3 年生には球技と武道からの選択制をとるようになった。

そのことから武道の指導においてすべての中学校保健体育科担当教師が武道を指導することが必要になってきている。全国的にみると、武道の授業としての「柔道」実施率は約 60% であり、前に述べたようにいろいろな面からの問題が考えられる。

現在のそのような状況のなかで、優先的に考えなくてはならない解決策の一つとして「より安全で分かりやすい授業」を進めることがあげられる。いま、柔道を専門としない保健体育科の教員が授業を行うために、一般的には技術指導の参考書や指導書を参考にしなければ、授業がうまく進まないことが多いと考えられる。しかし、現在出版されている技術指導の参考書や指導書のほとんどが技の解説書になっていて、初心者からの段階的な指導(受け身をとる側が中心)についての参考となるものが少ない。

したがって、それらの技術指導の参考書や指導書をもっと具体化し、噛み砕いた表現での教材が今後は必要になってくると感じている。そして、柔道を専門としない保健体育科教員へ向け、すぐに使えるような指導のための参考書にしたいと考えた。そこで本研究では、静止画とより具体的な説明や注意点を織り交ぜ、技を受ける側にスポットをあてた段階的な指導、「誰が見ても分かるオリジナルな柔道指導参考書」の作成を行うことにした。

また、過去の研究から柔道に対するイメージとして「痛い」「怖い」などのマイナス的要因がかなりあげられていた。そのようなマイナスのイメージを払拭するためにも段階的な指導を取り入れ、投げられる恐怖心や受け身の痛さをあまり感じさせない方法などを紹介していくことが大切だと考えた。それと同時に技を仕掛ける側が、相手に受け身をとらせる、相手をカバーしながら投げるといったような「相手を思いやる心」を形として紹介し、その精神も育てていきたい。

そうすることによって、中学生に柔道の良さや素晴らしさが広

がり浸透していけば、柔道が生涯スポーツへとつながり、生涯にわたってそれぞれが楽しく行えるスポーツになっていくと確信している。この指導参考書の作成研究を機会に「柔道」という保健体育科の教材が、現代の教育に不可欠であることを広く示し、安全に相手を思いやりながら楽しく運動に親しむ基盤となることを思い、この指導参考書の作成を行うこととした。

(2) 研究の方法

この研究の目的は、柔道を専門としない保健体育科の教員が授業を進める上で、必要となる技術内容を段階的に提示した「柔道の指導参考書」づくりである。このオリジナルな指導参考書といくつかの柔道指導の参考書、実技指導書との比較により、その信頼性を高めるための検証も行うことにした。

そこで中学校、高校での柔道の授業で確実に参考にするであろう「柔道指導の手引」(文部科学省)や柔道実技指導書等、授業参観などで得た資料から現在学校現場で指導されている中心的な技術(受け身 3 種類と基本的な投げ技 9 種類)を選び出し、段階的な指導の研究を進めた。

学校現場での指導にあたっては、安全を第一に考え授業を進めていかなければならない。技を仕掛ける側(取)の技術練習とともに、技を受ける側(受)の段階的な受け身の練習に主眼をおき、下記の技術をビデオ撮影した後、静止画を写真として保存し、分解写真により解説と注意点を加えまとめた。

研究の実際については、下記のとおりである。

① 撮影場所：東京学芸大学柔道場

取 尾崎邦充 参段
受 谷口一真 弐段 (東京学芸大柔道部)
指導 島田 純 (砺波市立庄西中学校 教諭)

- ② 手順 :
- a ビデオ撮影(24 分間)
 - b 静止画像として保存(335 枚)
 - c 技術説明と注意点を文章で追加

③技術対象：受け身 3種類

- a 後ろ受け身
- b 横受け身
- c 前回り受け身

基本的な投げ技 9種類

- a 膝車
- b 大腰
- c 大内刈り
- d 大外刈り
- e 体落とし
- f 払い腰
- g 小内刈り
- h 背負い投げ
- i 内股

(3) 柔道指導の参考書、実技指導書との比較による検証

- a 「柔道指導の手引」 (平成 19 年 3 月 文部科学省)
- b 「中学体育実技 ワンダフルスポーツ」 (新学社)
- c 「高校生の柔道」 (全国高等学校体育連盟柔道部=編)
- d 「新しい柔道の授業作り」 (大修館書店 本村清人=編著)
- e 「ジュニアのための考える柔道」
(東京書店 向井幹博,山口香=著)

以上の柔道指導参考資料を用いて、今回研究した段階的な指導についての受け身 3種類、基本的な投げ技 9種類の比較と検証を行う。